

遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱

平成24年3月23日

遊佐町告示17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事について、条件付一般競争入札を試行するに当たり、遊佐町契約に関する規則（昭和39年遊佐町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事は、建設工事のうち土木一式工事及び建築一式工事で設計金額が500万円以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、遊佐町公共工事指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の承認を得て、条件付一般競争入札の方法によらないことができる。

- (1) 災害の復旧等の特に緊急を要する工事
- (2) 施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事
- (3) その他特別な事情があると認められる工事

(入札の公告)

第3条 町長は、条件付一般競争入札の試行を実施しようとするときは、規則第15条の2の規定により公告するとともに、その周知を図るものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第15条第1項に規定する入札参加登録簿に登載されていること。
- (3) 遊佐町建設工事請負業者指名停止要綱（平成14年訓令第4号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

2 前項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は審査会で定めるものとする。

(入札参加資格確認申請等)

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、条

件付一般競争入札資格確認申請書（様式第1号）及び必要書類（以下「確認申請書等」という。）を公告に定める期日まで町長に提出しなければならない。

- 2 申請書の受付期間は、原則として、公告の日を含め4日以上（遊佐町の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に定める休日（以下「町の休日」という。）を除く。）とする。

（入札参加資格の確認）

第6条 町長は、前条に規定する確認申請書等を2部提出させるものとし、入札参加資格があると認めるときは、前条の申請書に受付印を押印し、その1部を申請者に返却するものとする。

- 2 入札参加資格がないと認めるときは、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び理由を口頭又は書面により通知するものとする。
- 3 入札参加資格がないと認められた者は、前項の通知があった日から2日以内（町の休日を除く。）に、町長に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- 4 町長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、翌日（町の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（設計図書の閲覧及び交付）

第7条 町長は、条件付一般競争入札に付することとなった工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、希望者に交付するものとする。

（入札の執行）

第8条 入札参加者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認められた旨の書面を係員に提示しなければならない。

（入札の無効）

第9条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（入札保証金及び契約保証金）

第10条 入札保証金及び契約保証金は、規則第3条及び第4条の規定による。

（その他）

第11条 この要綱に定めない事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

遊佐町長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日付遊佐町公告第〇〇号で入札公告のあった下記工事に関する条件付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 添付書類 最新の「総合評定値通知書（経審）」の写し

4. 設計図書等の閲覧（○で囲む。）

- ・ 閲覧を希望する
- ・ 交付を希望する。

受付印

※入札参加資格があると認めるときは受付印を押し返却する。